

三位一体改革の調整の経過

(平成15年11月18日～12月24日)

- 11月18日 ・ 小泉総理大臣 経済財政諮問会議において1兆円の補助金削減・縮減、税源移譲を指示
- 21日 ・ 小泉総理大臣 閣僚懇談会で総額1兆円の補助金削減を関係閣僚に指示
- 22日 ・ 官房副長官より関係省庁事務次官に対し、補助金削減割当額を提示
- 28日 ・ 関係省庁、平成16年度予算での削減リストを内閣官房に提出
- 12月1日 ・ 政府主催全国知事会議開催、文部科学省・厚生労働省の削減案に批判
- 2日 ・ 小泉総理大臣、補助金1兆円削減案について地方の自由度を高める方向で再検討するよう財務大臣、総務大臣に指示
- 3日 ・ 政府・与党協議会、与党から文部科学省・厚生労働省の削減案に批判
 - ・ 「三位一体改革の推進に関する緊急意見」(地方6団体)
- 5日 ・ 補助金1兆円削減をめぐる閣僚折衝(財務、総務、厚生労働、文部科学省各閣僚)
 - ・ 経済財政諮問会議、臨時閣議開催、国庫補助負担金1兆円の削減を盛り込んだ平成16年度予算編成の基本方針を決定(補助金削減、税源移譲の内容には踏み込まず)
- 8日 ・ 閣僚折衝(財務、総務、厚生労働、文部科学省各閣僚)
 - ・ 福田官房長官、財務大臣、総務大臣と協議し、厚生労働、文部科学両省の補助金削減案の見直しを求める。
 - ・ 「基幹税での税源移譲についての緊急アピール」(地方6団体)

- 10日 ・ 政府・与党、「平成16年度国庫補助負担金の改革について」
実質合意

（主な内容）

- ・ 地方向け国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を実施（生活保護費などの補助率カットを見送り公立保育所運営費を一般財源化）
- ・ 義務教育費国庫負担金の退職・児童手当の削減については暫定的措置
- ・ 平成16年度税制改正において4,249億円（平年度ベース）の地方への税源移譲を実施
- ・ 義務教育国庫負担金の退職手当・児童手当に係る所要額について平成16年度予算において全額地方団体への特例的な交付金として交付

- 15日 ・ 政府税制調査会、平成16年度の税制改正に関する答申

所得税から個人住民税への税源移譲を行うことを基本にし、平成18年度までに実現していくとともに、平成16年度は暫定措置としてたばこ税の税源移譲を行う方針を示す。

- 16日 ・ 自民党税制調査会、平成16年度税制改正大綱

平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現し、暫定的措置として平成16年度は所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する方針を決定

- 17日 ・ 与党、平成16年度税制改正大綱

- 19日 ・ 政府・与党協議会、平成16年度予算案に盛り込む改革案を了承

- 20日 ・ 財務省、平成16年度予算原案各省内示

- 24日 ・ 平成16年度予算案閣議決定

（一部報道等より作成）